

改正後	改正前
第1章 総則	第 1 章 総則
第2節 適用 1 (略) 2 この指針の適用に疑義が生じた場合は、宝塚市上下水道事業管理者(以下【管理者】という。)と協議を行うこと。	第2節 適用 1 (略) 2 この指針の適用に疑義が生じた場合は、宝塚市上下水道事業管理者(以下【管理者】という。)の指示による。
第6節 給水装置工事の種類 1 (略) 2 修繕工事は、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除くもので、原則として、給水装置の原形を変えないで給水管、給水栓等の部分的な破損箇所を修理する工事。 ※ 給水装置の軽微な変更とは【施行規則第13条】 法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更とは、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え(配管を伴わないものに限る。)をいう。	第6節 給水装置工事の種類 1 (略) 2 修繕工事は、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除くもので、原則として、給水装置の原形を変えないで給水管、給水栓等の部分的な破損箇所を修理する工事。 ※ 給水装置の軽微な変更とは【施行規則第13条】 法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更とは、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え(配管を伴わないものに限る。)をいう。
第7節 給水装置工事等の施工と給水義務 1 (略) 2 給水装置の新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。【条例第5条】 3 (略) 1～2 (略) 3 給水装置工事の承認は、当該給水装置の設計が、政令第6条及び条例第7条の2の規定に適合していることの確認及び当該給水装置により給水することを管理者が承諾することである。 (略)	第7節 給水装置工事等の施工と給水義務 1 (略) 2 給水装置の新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。【条例第5条】 3 (略) 1～2 (略) 3 給水装置工事の承認は、当該給水装置の設計が、政令第5条及び条例第7条の2の規定に適合していることの確認及び当該給水装置により給水することを管理者が承諾することである。 (略)
第8節 給水装置工事の基本項目 1～8 (略) 9 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定工事業者の施工した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約を拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。【条例第34条第2項】 1 (略) 2 給水装置材料は、政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しているもののうちから、布設場所、使用箇所、施工方法及び維持管理等を考慮し、最も適正な材料を選定する。 (略) 3～6 (略) 7 1区画内の敷地内に設置する給水装置は、1棟1給水装置とする。同一敷地内に不要な既設給水装置がある場合は、滞留水による水質問題や漏水のリスクが上がるため、分岐部より全て撤去すること。	第8節 給水装置工事の基本項目 1～8 (略) 9 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定工事業者の施工した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約を拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。【条例第34条第2項】 1 (略) 2 給水装置材料は、政令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しているもののうちから、布設場所、使用箇所、施工方法及び維持管理等を考慮し、最も適正な材料を選定する。 (略) 3～6 (略)
第2章 給水装置の基本計画	第2章 給水装置の基本計画
第4節 口径決定の手順 1 口径決定の手順 口径決定の手順は、まず給水用具の所要水量を設定し、次に同時に使用する給水用具を設定し、管路の各区間に流れる流量を求める。次に口径を仮定し、その口径で給水装置全体の所要水頭が、設計水圧以下であること、管内流速が2m/秒以下かどうかを確かめ、満たされている場合はそれを求める口径とする。このとき、必要以上に大きい口径にすると、使用水量に対して管口径が過大になり、配水管から蛇口までの間で水が滞留し、水質保全上問題となる。 2 (略) 3 同時使用水量とは、給水栓等の給水用具が同時に使用された場合の使用水量であり、瞬時の最大使用水量に相当する。	第4節 口径決定の手順 1 口径決定の手順 口径決定の手順は、まず給水用具の所要水量を設定し、次に同時に使用する給水用具を設定し、管路の各区間に流れる流量を求める。次に口径を仮定し、その口径で給水装置全体の所要水頭が、設計水圧以下であるかどうかを確かめ、満たされている場合はそれを求める口径とする。 2 (略) 3 同時使用水量とは、給水栓、給湯器等の給水用具が同時に使用された場合の使用水量であり、瞬時の最大使用水量に相当する。

改正後

第5節 計画使用水量の決定

(2) 3・4階建て直結直圧方式

イ 直結直圧給水における標準口径と給水戸数(表2-7)

表2-7標準口径と給水戸数表

給水管標準口径	1戸当たりの給水器具数			
	2～5個	6～10個		11～15個
		ワンルーム タイプ等	ファミリー タイプ	
30mm(既設のみ)	4戸まで	3戸まで		2戸まで
40mm	12戸まで	12戸まで	6戸まで	5戸まで
50mm	24戸まで	24戸まで	12戸まで	8戸まで

注1～2 (略)

注3 ワンルームタイプ等とは、1R、1K、1DK、1LDKを標準とする。

4 一定規模以上の給水用具を有する事務所ビル等における同時使用水量の算定方法

表2-11給水用具給水負荷単位 (給水装置工事技術指針2020)

器具名	水 栓	器具給水負荷単位		器具名	水 栓	器具給水負荷単位	
		公衆用	私室用			公衆用	私室用
大便器	洗浄弁	10	6	事務室用流し	給水栓	3	
大便器	洗浄タンク	5	3	台所流し	給水栓		3
小便器	洗浄弁	5		調理流し	給水栓	4	2
小便器	洗浄タンク	3		食器洗い流し	給水栓	5	
洗面器	給水栓	2	1	連合流し	給水栓		3
手洗い器	給水栓	1	0.5	洗面流し	給水栓	2	
医療用手洗い器	給水栓	3					
水飲み器	水飲み水栓	2	1	掃除流し	給水栓	4	3
浴 槽	給水栓	4	2	洗濯流し	給水栓	2	
シャワー	混合弁	4	2	湯沸し器	ボールタップ	2	
浴室ユニット	大便器FV		8	散水・車庫	給水栓	5	
浴室ユニット	大便器FT		6				

改正前

第5節 計画使用水量の決定

(2) 3・4階建て直結直圧方式

イ 直結直圧給水における標準口径と給水戸数(表2-7)

表2-7標準口径と給水戸数表

給水管標準口径	1戸当たりの給水器具数		
	2～4個	5～10個	11～15個
30mm(既設のみ)	4戸まで	3戸まで	2戸まで
40mm	12戸まで	6戸まで	5戸まで
50mm	24戸まで	12戸まで	8戸まで

注1～2 (略)

4 一定規模以上の給水用具を有する事務所ビル等における同時使用水量の算定方法

表2-11給水用具給水負荷単位 (空気調和・衛生工学便覧 第14版)

器具名	水 栓	器具給水負荷単位		器具名	水 栓	器具給水負荷単位	
		公衆用	私室用			公衆用	私室用
大便器	洗浄弁	10	6	事務室用流し	給水栓	3	
大便器	洗浄タンク	5	3	台所流し	給水栓	3	
小便器	洗浄弁	5		調理流し	給水栓	4	2
小便器	洗浄タンク	3		食器洗い流し	給水栓	5	
洗面器	給水栓	2	1	連合流し	給水栓		3
手洗い器	給水栓	1	0.5	洗面流し	給水栓	2	
医療用手洗い器	給水栓	3					
水飲み器	水飲み水栓	2	1	掃除流し	給水栓	4	2
浴 槽	給水栓	4	2	洗濯流し	給水栓	2	
シャワー	混合弁	4	2	湯沸し器	ボールタップ	2	
浴室ユニット	大便器FV		8	散水・車庫	給水栓	5	
浴室ユニット	大便器FT		6				

第3章 給水装置の材料

第2節 メーターまでの使用材料

1～2 (略)

3 配水管への取付口からメーターまでの間の給水管は、口径50mm以下は水道用耐衝撃性硬質塩化ビニール管(HIVP)、口径75mm以上は敷地内のソフトシール仕切弁まで水道用ダクタイル鋳鉄管を使用すること。

4 (略)

5 配水管の分岐からメーターまでの20mm～50mmの標準配管は、図3-1・20mm～50mm分岐工事標準図のとおりとする。

第2節 メーターまでの使用材料

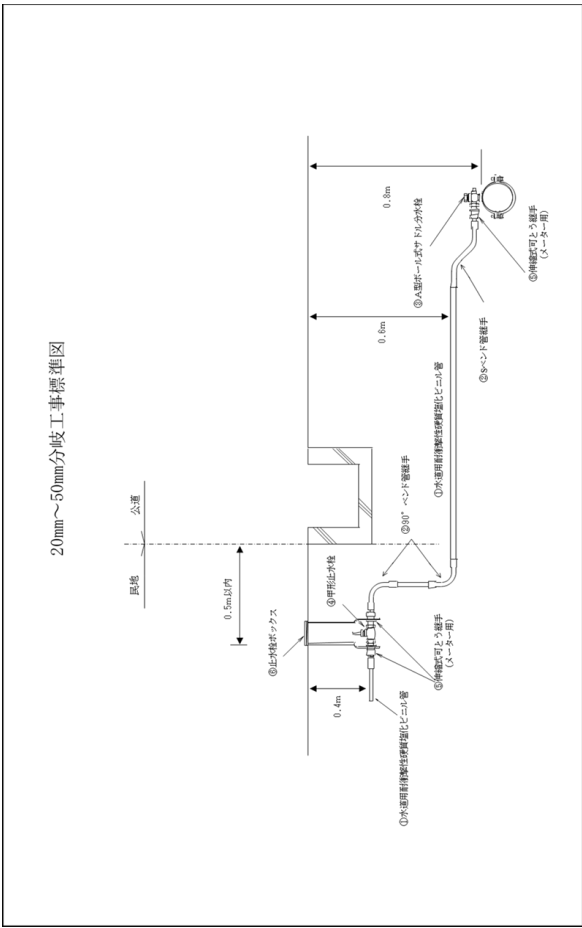
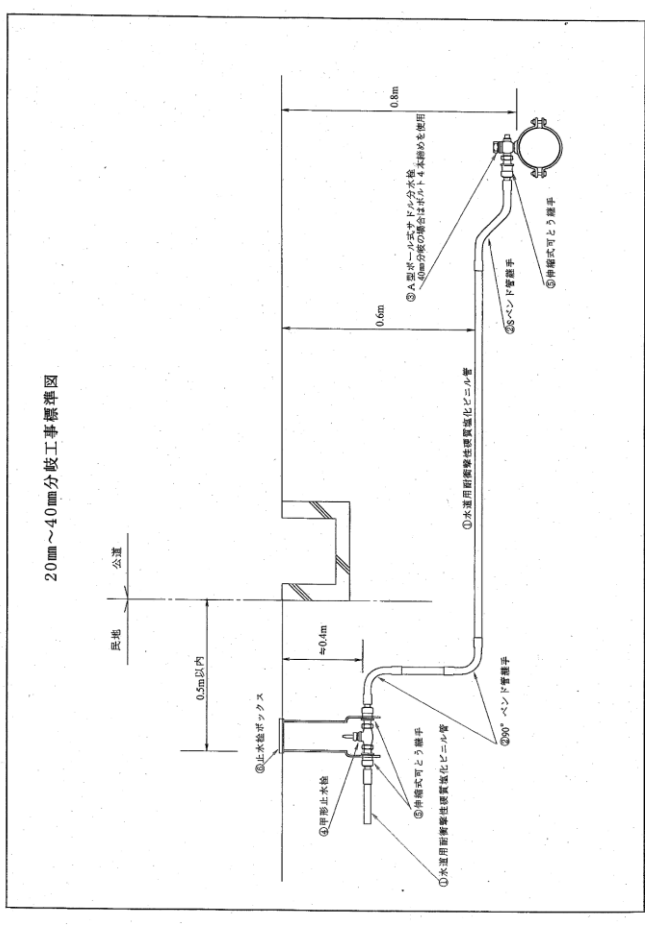
1～2 (略)

3 配水管への取付口からメーターまでの間の給水管は、口径50mm以下は水道用耐衝撃性硬質塩化ビニール管(HIVP)、口径75mm以上は水道用ダクタイル鋳鉄管を使用すること。

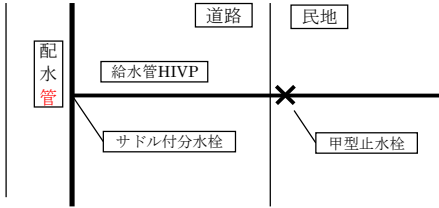
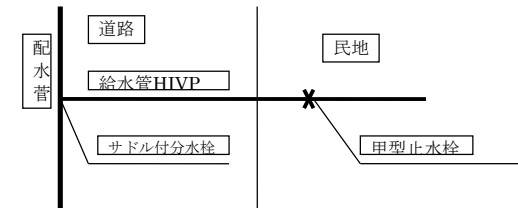
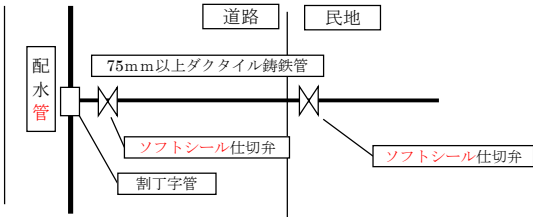
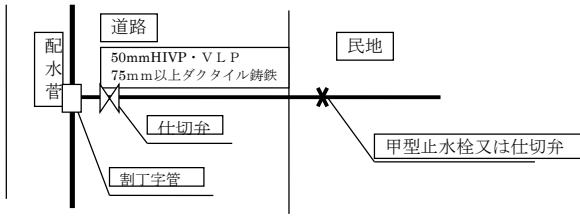
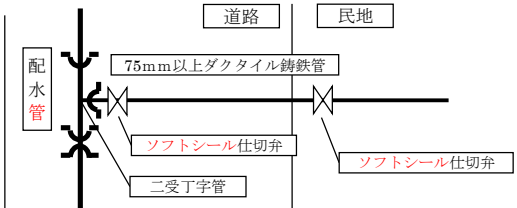
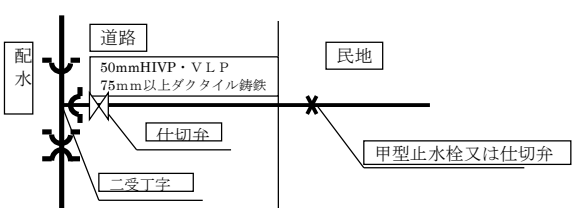
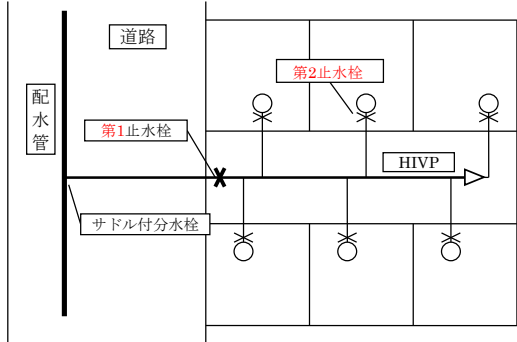
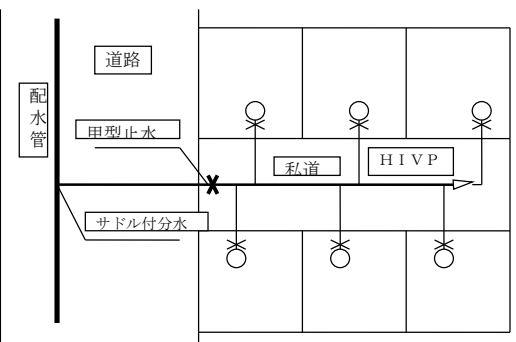
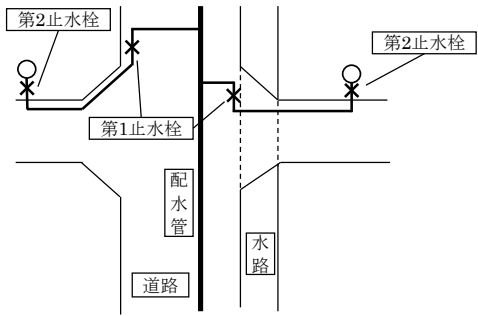
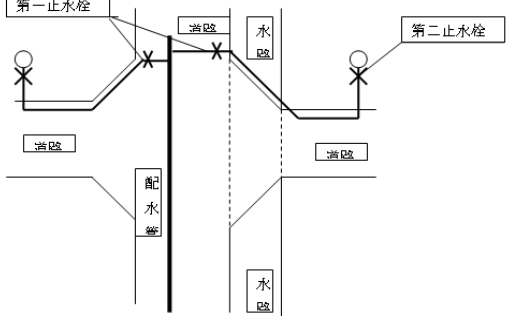
4 (略)

5 配水管の分岐からメーターまでの20mm～40mmの標準配管は、図3-1・20mm～40mm分岐工事標準図のとおりとする。

改正後			改正前		
1（略）			1（略）		
表3-1 給水装置指定材料一覧表			表3-1 給水装置指定材料一覧表		
品名	規格番号等	備考	品名	規格番号等	備考
①水道用耐衝撃性硬質塩化ビニール管	J I S K 6 7 4 2	口径13～100mm	①水道用耐衝撃性硬質塩化ビニール管	J I S K 6 7 4 2	口径13～100mm
②水道用耐衝撃性硬質塩化ビニール管継手	J I S K 6 7 4 3 又は、第三者認証及び自己認証機関の検査合格品で管理者が承認したもの	口径13～100mm ソケット、径違いソケット、キャップ、バンド	②水道用耐衝撃性硬質塩化ビニール管継手	J I S K 6 7 4 3 又は、第三者認証及び自己認証機関の検査合格品で管理者が承認したもの	口径13～100mm ソケット、径違いソケット、キャップ、バンド
水道用ダクタイル铸铁管 口径 7.5 K形 口径 7.5～ G X形	J I S A 5314-1998 J D P A G 1049-2011	3種管 S種管	水道用ダクタイル铸铁管 口径 7.5 K形 口径 7.5～ G X形	J I S A 5314-1998 J D P A G 1049-2011	3種管 S種管
水道用ダクタイル铸铁異形管 口径 7.5 K形 口径 7.5～ G X形	J I S A 5314-1998 J D P A G 1049-2011	1種管	水道用ダクタイル铸铁異形管 口径 7.5 K形 口径 7.5～ G X形	J I S A 5314-1998 J D P A G 1049-2011	1種管
硬質塩化ビニールライニング鋼管	J W W A K 1 1 6 K 1 1 7	特殊押輪	硬質塩化ビニールライニング鋼管	J W W A K 1 1 6 K 1 1 7	特殊押輪
特殊押輪		F C D製	特殊押輪		F C D製
③A形ボール式サドル付分水栓（铸铁管用）	J W W A B 1 1 7	75～300×20・25・40・ <u>50</u>	③A形ボール式サドル付分水栓（铸铁管用）	J W W A B 1 1 7	75～300×20・25・40
③A形ボール式サドル付分水栓（ビニル管用）	J W W A B 1 1 7	40～150×20・25・40・ <u>50</u>	③A形ボール式サドル付分水栓（ビニル管用）	J W W A B 1 1 7	40～150×20・25・40
④甲型止水栓	J W W A B 1 0 8	13～50mm、平行おねじ形、キーハンドル	④甲型止水栓	J W W A B 1 0 8	13～50mm、平行おねじ形、キーハンドル
⑦ボール式伸縮止水栓	第三者認証及び自己認証機関の検査合格品で管理者が承認したもの	13～40mm、平行おねじ形・伸縮形、ハンドル付き、平行おねじはJISB0202規格とする	⑦ボール式伸縮止水栓	第三者認証及び自己認証機関の検査合格品で管理者が承認したもの	13～40mm、平行おねじ形・伸縮形、ハンドル付き、平行おねじはJISB0202規格とする
水道用ソフトシール仕切弁	J W W A B 1 2 0	50mm以上、2種、右回り開き、左回り閉じ	水道用ソフトシール仕切弁	J W W A B 1 2 0	50mm以上、2種、右回り開き、左回り閉じ
逆止弁付ボール式止水栓	第三者認証及び自己認証機関の検査合格品で管理者が承認したもの	3～4階建て建物への直結直圧給水、及び直結増圧式給水に適用	逆止弁付ボール式止水栓	第三者認証及び自己認証機関の検査合格品で管理者が承認したもの	3～4階建て建物への直結直圧給水、及び直結増圧式給水に適用
水道用逆流防止弁	J W W A B 1 2 9	3～4階建て建物への直結直圧給水、及び直結増圧式給水に適用	水道用逆流防止弁	J W W A B 1 2 9	3～4階建て建物への直結直圧給水、及び直結増圧式給水に適用
割T字管	第三者認証及び自己認証機関の検査合格品で管理者が承認したもの	<u>7.5mm</u> 以上Y型	割T字管	第三者認証及び自己認証機関の検査合格品で管理者が承認したもの	<u>5.0mm</u> 以上
水道用急速空気弁	J W W A B 1 3 7	フランジ形、フランジ付き	水道用急速空気弁	J W W A B 1 3 7	フランジ形、フランジ付き
水道用補修弁	J W W A B 1 2 6	ボール弁、レバー式	水道用補修弁	J W W A B 1 2 6	ボール弁、レバー式
水道用単口消火栓	J W W A B 1 0 3	（浅層埋設形）	水道用単口消火栓	J W W A B 1 0 3	（浅層埋設形）
空気弁付消火栓	第三者認証及び自己認証機関の検査合格品で管理者が承認したもの		空気弁付消火栓	第三者認証及び自己認証機関の検査合格品で管理者が承認したもの	
⑤伸縮式可とう継手（メーター用）	第三者認証及び自己認証機関の検査合格品で管理者が承認したもの	分水栓用、止水栓用 13～50mm	⑤伸縮式可とう継手（メーター用）	第三者認証及び自己認証機関の検査合格品で管理者が承認したもの	分水栓用、止水栓用 13～50mm
⑧メーター用フレキシブル継手	第三者認証及び自己認証機関の検査合格品で管理者が承認したもの	13～25mm	⑧メーター用フレキシブル継手	第三者認証及び自己認証機関の検査合格品で管理者が承認したもの	13～25mm
⑨ユニオンナット（ガイド付き）	第三者認証及び自己認証機関の検査合格品で管理者が承認したもの	13～25mm	⑨ユニオンナット（ガイド付き）	第三者認証及び自己認証機関の検査合格品で管理者が承認したもの	13～25mm
⑥止水栓室	J W W A K 1 4 7	<u>13～25mm FRP蓋</u> <u>40～50mm 铸铁蓋</u> <u>道路上に設置する場合は口径によらず铸铁蓋</u> <u>13～40mm FRP蓋又はダクタイル铸铁蓋</u> <u>5.0mm以上 ダクタイル铸铁製蓋</u>	⑥止水栓室	J W W A K 1 4 7	<u>13～50mm、FRP蓋</u> <u>13～40mm用FRP蓋</u> <u>5.0mm以上用、ダクタイル铸铁製蓋又は鋼板製蓋（局現場検査）</u>
⑩メーターボックス	管理者が承認したもの		⑩メーターボックス	管理者が承認したもの	
地下式消火栓室	J W W A K 1 4 8	レジンコンクリート製	地下式消火栓室	J W W A K 1 4 8	レジンコンクリート製
仕切弁室	J W W A K 1 3 2	レジンコンクリート製	仕切弁室	J W W A K 1 3 2	レジンコンクリート製
空気弁室	J W W A K 1 4 8	レジンコンクリート製	空気弁室	J W W A K 1 4 8	レジンコンクリート製
明示テープ、明示シート	管理者指定の同等品以上のもの	7.5mm以上	明示テープ、明示シート	局支給品	7.5mm以上
明示板	局支給品	（官民界の道路側に設置）	明示板	局支給品	（官民界の道路側に設置）
※ 上記に記載のない給水材料については、事前に別途承認を受けるものとする。			※ 上記に記載のない給水材料については、事前に別途承認を受けるものとする。		
※ 品名欄に番号が付されている材料は、図3-1・20mm～ <u>50mm</u> 分岐工事標準図とおりとする。			※ 品名欄に番号が付されている材料は、図3-1・20mm～ <u>40mm</u> 分岐工事標準図とおりとする。		
2 給水管の分岐材料は、次に掲げる「表3-2給水管分岐材料表」による。			2 給水管の分岐材料は、次に掲げる「表3-2給水管分岐材料表」による。		
表3-2給水管分岐材料表			表3-2給水管分岐材料表		
被分岐管	分岐管口径	分岐材料	被分岐管	分岐管口径	分岐材料
铸铁管	<u>7.5mm</u> 以上	割丁字管、丁字管	铸铁管	5.0mm以上	割丁字管、丁字管
	<u>5.0mm</u> 以下	A形ボール式サドル付分水栓		4.0mm以下	A形ボール式サドル付分水栓
鋼管	<u>7.5mm</u> 以上	割丁字管、丁字管	鋼管	5.0mm以上	割丁字管、丁字管
	<u>5.0mm</u> 以下	A形ボール式サドル付分水栓、チーズ		4.0mm以下	A形ボール式サドル付分水栓、チーズ
ビニール管 （5.0mm以下）	<u>4.0mm</u> 以上	<u>チーズ</u>	ビニール管 （5.0mm以下）	<u>2.5mm</u> 以下	<u>A形ボール式サドル付分水栓</u>
	<u>2.5mm</u> 以下	<u>A形ボール式サドル付分水栓※</u>		<u>4.0mm</u> 以上	<u>チーズ</u>
ビニール管 （7.5mm以上）	<u>2.0～5.0mm</u>	<u>A形ボール式サドル付分水栓</u>	ビニール管 （7.5mm以上）	5.0mm以上	割丁字管、丁字管
				4.0mm以下	A形ボール式サドル付分水栓
（削除）			注 県・国道等交通量の多い道路で40mm以上の道路横断部は、水道用ダクタイル铸铁管（75mm）で施工すること。		
<u>※ 40×25のサドル付分水栓は日本水道協会規格外品のため、認めない。</u>					
第3節 メーター下流側の使用材料			第3節 メーター下流側の使用材料		
1 メーターの下流側の給水装置に使用する給水管及び給水用具は、政令第6条に規定する構造及び材質の基準に適合しているものでなければならない。			1 メーターの下流側の給水装置に使用する給水管及び給水用具は、政令第5条に規定する構造及び材質の基準に適合しているものでなければならない。		
2（略）			2（略）		

改正後	改正前
図3-1 20mm～50mm分岐工事標準図  20mm～50mm分岐工事標準図	図3-1 20mm～40mm分岐工事標準図  20mm～40mm分岐工事標準図
第5章 メーター	第5章 メーター
第2節 メーターの設置基準 1～4 (略) 5 メーターの設置例 <u>下記の(1)～(5)に該当する集合住宅等で、1階に水道メーターを2個以上設置する場合は、複式メーターユニットで施工すること。</u> (1) 集合住宅、雑居ビル、業務用テナントビル、混合ビル(下駄履き住宅) 直結給水方式で1建物内部が、構造上又は利用上独立して使用される区画に分けられている場合、用途、階に関係なく区画ごとにメーターを設置することができる。 なお、共同トイレ等の共同施設に係る水栓設備には全体で1個のメーターを設置することができる。 (2)～(3) (略) (4) 二世帯住宅 構造上独立していない1棟の建物でも、生活の本拠として各戸が世帯単位に必要な機能を有する(台所、トイレ、フロ等の3点)二世帯住宅は2個のメーターを設置することができる。また、三世帯住宅も同様とする。その際の引き込み口径及びメーター口径等の口径決定は、P9を参照すること。 (5) (略) (6) 貯水槽給水方式 ① 集合住宅 全体で1個のメーター(親メーター)を設置する。ただし、水道使用者等の希望により、各戸検針・徴収制度(後述P81)がある。 <u>親メーター検針の場合は、散水栓用として、別のメーターを親メーターの1次側に設置することができる。各戸検針の場合は、非常用給水栓用として、別のメーターを設置しなければならない。</u> (7)～(8) (略)	第2節 メーターの設置基準 1～4 (略) 5 メーターの設置例 (1) 集合住宅、雑居ビル、業務用テナントビル、混合ビル(下駄履き住宅) 直結給水方式で1建物内部が、構造上又は利用上独立して使用される区画に分けられている場合、用途、階に関係なく区画ごとにメーターを設置することができる。 なお、共同トイレ等の共同施設に係る水栓設備には全体で1個のメーターを設置することができる。 <u>集合住宅等で、1階に水道メーターを2個以上設置する場合は、複式メーターユニットで施工すること。</u> (2)～(3) (略) (4) 二世帯住宅 構造上独立していない1棟の建物でも、生活の本拠として各戸が世帯単位に必要な機能を有する(台所、トイレ、フロ等の3点)二世帯住宅は2個のメーターを設置することができる。また、三世帯住宅も同様とする。その際の引き込み口径及びメーター口径等の口径決定は、P9を参照し、<u>複式メーターユニットで施工すること。</u> (5) (略) (6) 貯水槽給水方式 ① 集合住宅 全体で1個のメーター(親メーター)を設置する。ただし、水道使用者等の希望により、各戸検針・徴収制度(後述P78)があります。 (7)～(8) (略)

改正後	改正前
第4節 メーターの設置方法等 1 (略) 2 <u>メーターは直読方式とする。</u> 3 メーターを地中に設置する場合は、铸铁製、プラスチック製等のメーター室に入れること。 また、メーター取り外し時の戻り水による汚染の防止について考慮すること。 4 <u>メーター室の蓋は黒色を標準とする。</u> 5 メーターの設置に当たっては、メーターに表示されている流水方向の矢印を確認した上で水平に取り付けること。また、メーターの器種によっては、メーター前後に所定の直管部を確保するなど、計量に支障を生じないようにすること。 6 口径13mm～40mmのメーターを設置する場合は、メーター室内の一次側にメーター直結止水栓を設置し、前後の配管は口径13mm～25mmはユニオン付フレキシブル継手とする。 口径40mmの前後の配管は伸縮可とう継ぎ手(メーター用)を使用し、HIVP管又はビニールライニング鋼管とする。 (移動) (削除) (削除) 7 口径40mm以上のメーター装置は、<u>逆止弁内蔵型のメーターバイパスユニット装置とする。ただし、75mmのメーターは装置の2次側に逆止弁を設置する方法も可とする。なお、口径40mm以上のメーターにおいては、貯水槽水道へ流入する場合は省略することができる。</u> 8 数個のメーターを並べて設置する場合は、メーター下流で交差がないよう配管を考慮すること。また、メーターボックス内に<u>水栓番号及び</u>部屋番号を明示すること。 9 集合住宅等のメーター装置は、メーターユニット式<u>もしくは複式メーターユニット式(直結直圧のみ)</u>とする。 10 <u>口径100mm以上のメーターを設置する場合は、メーターの両端にソフトシール仕切弁を設置し、前後の配管はビニールライニング鋼管又はダクタイル铸铁管とし、フランジ継手を使用する。</u>	第4節 メーターの設置方法等 1 (略) 2 メーターを地中に設置する場合は、铸铁製、プラスチック製等のメーター室に入れること。 また、メーター取り外し時の戻り水による汚染の防止について考慮すること。 3 メーターの設置に当たっては、メーターに表示されている流水方向の矢印を確認した上で水平に取り付けること。また、メーターの器種によっては、メーター前後に所定の直管部を確保するなど、計量に支障を生じないようにすること。 4 口径13mm～40mmのメーターを設置する場合は、メーター室内の一次側にメーター直結止水栓を設置し、前後の配管は口径13mm～25mmはユニオン付フレキシブル継手とする。 口径40mmの前後の配管は伸縮可とう継ぎ手(メーター用)を使用し、HIVP管又はビニールライニング鋼管とする。 5 <u>口径100mm以上のメーターを設置する場合は、メーターの両端にソフトシール仕切弁を設置し、前後の配管はビニールライニング鋼管又はダクタイル铸铁管とし、フランジ継手を使用する。</u> 6 <u>メーターを設置した給水装置において、当該給水装置の瞬間最大使用水量がメーターの瞬間最大許容水量を越える場合は、メーターの損傷を防ぐため定流量弁等を設置すること。</u> 7 <u>口径50mm・75mmのメーターは、直読方式とし、メーター用補足管を使用しないメーターバイパスユニット装置を設置し、検針が容易に出来るように小窓付の蓋とする。</u> 8 口径40mm以上のメーター装置で、メーター取替え時等に断水が困難な建物や、直結方式の建物については、メーターバイパスユニット装置とする。ただし、貯水槽水道へ流入する場合は省略することができる。 9 数個のメーターを並べて設置する場合は、メーター下流で交差がないよう配管を考慮すること。また、メーターボックス内に<u>部屋番号等</u>を明示すること。 10 集合住宅等のメーター装置は、メーターユニット式とする。
第5節 メーター室 1 口径25mm以下のメーター室の標準は、図5-1-1口径13mm～25mmのメーター室標準図のとおりとし、口径40mmのメーター室は、図5-1-2口径40mmメーター室標準図のとおりとする。メーター室に使用する材質は、合成樹脂製、FRP製<u>又はダクタイル铸铁製</u>とする。 2 <u>口径40mm～75mmのメーターバイパスユニット装置は、検針が容易に出来るように小窓付の蓋とする。メーター室に使用する材料は、ダクタイル铸铁製とする。</u> 3 口径100mm以上のメーター室の標準は、図5-2口径100mm以上のメーター室標準図のとおりとし、メーター室に使用する材質は、鉄筋コンクリート製、レジンコンクリート製とする。なお、人や車両の通行などに危険のない場所はコンクリートブロック積のメーター室としてもよい。<u>メーター室には、ダクタイル铸铁製、鋼板製の蓋を設置すること。なお、人や車両の通行などに危険のない場所は、铸铁製の蓋としてもよい。</u> (3に追加)	第5節 メーター室 1 口径25mm以下のメーター室の標準は、図5-1-1口径13mm～25mmのメーター室標準図のとおりとし、口径40mmのメーター室は、図5-1-2口径40mmメーター室標準図のとおりとする。メーター室に使用する材質は、合成樹脂製、FRP製とする。 2 口径100mm以上のメーター室の標準は、図5-2口径100mm以上のメーター室標準図のとおりとし、メーター室に使用する材質は、鉄筋コンクリート製、レジンコンクリート製とする。なお、人や車両の通行などに危険のない場所はコンクリートブロック積のメーター室としてもよい。 3 <u>口径100mm以上のメーター室には、ダクタイル铸铁製、鋼板製の蓋を設置すること。なお、人や車両の通行などに危険のない場所は、铸铁製の蓋としてもよい。</u>
第6章 給水装置の施工	第6章 給水装置の施工
第1節 給水管の分岐 2 分岐の制限 1 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30cm以上離れていること。【政令第6条第1項第1号】 2 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。【政令第6条第1項第2号】	第1節 給水管の分岐 2 分岐の制限 1 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30cm以上離れていること。【政令第5条第1項第1号】 2 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。【政令第5条第1項第2号】

改正後	改正前
3 分岐の方法 1～8 (略) 9 サドル付分水栓(ボール式)を取り付ける場合は、貫通部に防食用蜜着コアを取り付けなければならない。<u>割丁字管を取り付ける場合は、ステンレス製密着コアを取り付けなければならない。</u> 10～13 (略)	3 分岐の方法 1～8 (略) 9 <u>口径25mm以下の</u>サドル付分水栓(ボール式)を取り付ける場合は、貫通部に防食用蜜着コアを取り付けなければならない。 10～13 (略)
図6-1 サドル付分水栓Φ20mm～Φ<u>50</u>mmの分岐方法 	図6-1 サドル付分水栓Φ20mm～Φ<u>40</u>mmの分岐方法 
図6-2 不断水割丁字管<u>75</u>mm以上の分岐方法 	図6-2 不断水割丁字管<u>50</u>mm以上の分岐方法 
図6-3 二受丁字管 <u>75</u>mm以上の分岐方法 	図6-3 二受丁字管 <u>50</u>mm以上の分岐方法 
図6-4 <u>共有管</u>の分岐方法 (口径<u>5.0</u>mm以下) 	図6-4 <u>私道</u>の分岐方法 (口径<u>4.0</u>mm以下) 
図6-5 交差点付近から分岐する場合 	図6-5 交差点付近から分岐する場合 

改正後	改正前
図6-6 歩道を有する道路で給水管を横断布設する場合	図6-6 歩道を有する道路で給水管を横断布設する場合
図6-7 水路を横断する場合	図6-7 水路を横断する場合 (上越しの場合)
第5節 止水栓及び仕切弁 1～3 (略) 4 配水管から割丁字管による不断水分岐する仕切弁口径は、75・100 mmの2口径とする。	第5節 止水栓及び仕切弁 1～3 (略) 4 配水管から割丁字管による不断水分岐する仕切弁口径は、50・75・100 mmの3口径とする。
第8節 配管工事 1～10 (略) 11 3・4階直結直圧給水方式の場合は、水道メーター2次側に、逆止弁付きボールバルブと最上階の管末に空気弁を取付けること。ただし、<u>集合住宅等で地付けメーターを設置する場合及び戸建住宅</u>の場合は空気弁を省略することが出来る。	第8節 配管工事 1～10 (略) 11 3・4階直結直圧給水方式の場合は、水道メーター2次側に、逆止弁付きボールバルブと最上階の管末に空気弁を取付けること。ただし、<u>さや管ヘッダー工法</u>の場合は空気弁を省略することが出来る。
第13節 その他 1(1) (略) (2)設置基準 ① 機能水器具の上流側に逆止付きボールバルブ、<u>下流側にバルブ</u>を設置し、機能水器具の維持管理を容易に行うための措置が講じられていること。 (3) (略)	第13節 その他 1(1) (略) (2)設置基準 ① 機能水器具の上流側に逆止付きボールバルブを設置し、機能水器具の維持管理を容易に行うための措置が講じられていること。 (3) (略)

改正後	改正前
第8章 貯水槽水道の指導基準	第8章 貯水槽水道の指導基準
第5節 付属設備 1～4 (略) 5 波立ちの防止 ボールタップに影響がないよう、満水時の波立ち防止の遮蔽板を取付けること。<u>なお、水位差の取れる定水位弁及びボールタップについては、波立ち遮蔽版を省くことができる。</u> 6 逆流防止 受水タンクに給水する場合は、吐水口を落とし込みとし、吐水口と越流面並びに吐水口中心から壁までの距離は、<u>所定の吐水口空間をとること。(前述P62)</u> <u>波立ち防止のため給水管の吐水口が、最高水位より下となる場合は、真空破壊孔を設けなければならない。なお、真空破壊孔は壁との距離に応じて、越流面から所定の吐水口空間をとること。</u> 7 (略) 8 <u>非常用給水栓</u> <u>ポンプの故障や停電等に備え、親メーター1次側にメーターを設置すること。もしくは親メーター2次側の直結部に応急給水用の水栓柱を設置すること。なお、各戸徴収を行っている建物に関しては、親メーターの1次側に非常用のメーターを設置し、受水タンク付近に非常用給水栓を設けること。この非常用メーターは散水栓と兼用することができる。</u> 1～23 (略) 24 <u>ポンプ故障等の緊急時に備え、緊急連絡先(管理会社、ポンプ設置会社、指定給水装置工事事業者)を記入した表示板を、居住者及び関係者にわかるよう管理人室等に掲示すること。(図8-1)</u> 図8-1 緊急連絡先(参考例) 水道故障時の連絡先 ポンプ等の水道設備に異常、故障等が発生したときは、下記へご連絡下さい。 1. 建物管理会社 名所 ○○○○○○○○○○○○○○○○ 電話 ××××-××××-×××× 2. ポンプ設置会社 名所 ○○○○○○○○○○○○○○○○ 電話 ××××-××××-×××× 3. 指定給水装置工事事業者 名所 ○○○○○○○○○○○○○○○○ 電話 ××××-××××-×××× ※A4もしくはA3サイズとする	第5節 付属設備 1～4 (略) 5 波立ちの防止 ボールタップに影響がないよう、満水時の波立ち防止の遮蔽板を取付けること。 6 逆流防止 受水タンクに給水する場合は、吐水口を落とし込みとし、吐水口と越流面並びに吐水口中心から壁までの距離は、<u>呼び径の2倍以上とする。</u> 7 (略) 1～23 (略)
第6節 配管構造 1～3 (略) 4 メーター前後の配管は、給水装置の構造及び材質の基準(省令第14号4)に適合しているものを使用すること。また、<u>耐衝撃性硬質塩化ビニールライニング管等及びメーターユニット</u>を使用し構造物に完全に固定されていること。 5～6 (略)	第6節 配管構造 1～3 (略) 4 メーター前後の配管は、給水装置の構造及び材質の基準(省令第14号4)に適合しているものを使用すること。また、硬質塩化ビニールライニング<u>鋼管</u>等を使用し構造物に完全に固定されるていること。 5～6 (略)
第7節 貯水槽水道・直結直圧・増圧方式等のメーターの設置基準 1 (略) 2 配管構造 (1)～(3) (略) (削除) (4) <u>メーター前後の配管は、耐衝撃性硬質塩化ビニールライニング管及びメーターユニット</u>を使用し構造物に完全に固定されること。 (5) <u>各戸のメーターにより使用水量が、全て計量できる配管構造であること。</u> (削除) (6) <u>親メーターから受水タンクの間に設置された直圧給水栓(散水栓等)は撤去すること。</u> (7) <u>親メーターの上流側に散水栓用のメーターを設置し、受水タンク付近に散水栓を設けて、ポンプ故障時等の非常用給水栓とすること。</u> 3 メーター設置基準 (1)～(9) (略) (10) 各戸メーターの接続には、メーターユニットを使用すること。 メーターユニットのパッキンはOリング又はメーター用平パッキンを使用し、上流側に止水栓、下流側に逆止弁等が一体となった製品で、メーター接続部に伸縮機能を持たせ容易にメーターの着脱を行うことができる構造とする。 <u>使用したパッキンをメーターユニット本体に明示すること。</u>	第7節 貯水槽水道・直結直圧・増圧方式等のメーターの設置基準 1 (略) 2 配管構造 (1)～(3) (略) <u>(4) メーターに近接して上流側に止水栓バルブ、下流側に逆止弁等を設けたものであること。</u> (5) <u>メーター前後の配管は、原則として硬質塩化ビニールライニング鋼管を使用し構造物に完全に固定されること。</u> (6) <u>各戸のメーターにより使用水量が、全て計量できる配管構造であること。</u> <u>(7) 親メーターの二次側に逆止弁付ボール止水栓を設置すること。</u> (8) <u>親メーターから受水タンクの間に設置された直圧給水栓(散水栓等)は撤去すること。</u> (9) <u>親メーターの上流側に散水栓用のメーターを設置し、受水タンク付近に散水栓を設けて、ポンプ故障時等の非常用給水栓とすること。</u> 3 メーター設置基準 (1)～(9) (略) (10) 各戸メーターの接続には、メーターユニットを使用すること。 メーターユニットのパッキンはOリング又はメーター用平パッキンを使用し、上流側に止水栓、下流側に逆止弁等が一体となった製品で、メーター接続部に伸縮機能を持たせ容易にメーターの着脱を行うことができる構造とする。 <u>平パッキンを使用するときは、メーターユニット本体に明示すること。</u>

改正後	改正前																																													
第9章 給水装置工事に伴う申請手続き等	第9章 給水装置工事に伴う申請手続き等																																													
第1節 給水装置工事の施工承認	第1節 給水装置工事の施工承認																																													
給水装置の新設、改造、修繕とは法第16条の2第3項の 国土交通省令 で定める給水装置の軽微な変更を除く。以下同じ。〕又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。【条例第5条】	給水装置の新設、改造、修繕とは法第16条の2第3項の 厚生労働省令 で定める給水装置の軽微な変更を除く。以下同じ。〕又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。【条例第5条】																																													
第9節 手数料	第9節 手数料																																													
1 手数料は、次の各号の区別により、申込者から申込みの際これを徴収する。 <table><tr><td>設計審査手数料</td><td>1水栓番号1回につき</td><td>3,000円(非課税)</td></tr><tr><td>工事検査手数料</td><td>1水栓番号1回につき</td><td>6,000円(非課税)</td></tr><tr><td>立会料(分岐工事13～50mm)</td><td>1回につき</td><td>6,000円(課税)</td></tr><tr><td>立会料(分岐工事75mm以上)</td><td>1回につき</td><td>11,000円(課税)</td></tr><tr><td>立会料(仕切弁操作)</td><td>1回につき</td><td>6,000円(課税)</td></tr><tr><td>停水料(配水管切取工事)</td><td>1回につき</td><td>40,000円(課税)</td></tr><tr><td>各戸検針(事務手数料)</td><td>1件につき</td><td>6,000円(課税)</td></tr><tr><td>受水タンク・増圧装置(中間検査費)</td><td>1箇所につき</td><td>6,000円(非課税)</td></tr></table>	設計審査手数料	1水栓番号1回につき	3,000円(非課税)	工事検査手数料	1水栓番号1回につき	6,000円(非課税)	立会料(分岐工事13～50mm)	1回につき	6,000円(課税)	立会料(分岐工事75mm以上)	1回につき	11,000円(課税)	立会料(仕切弁操作)	1回につき	6,000円(課税)	停水料(配水管切取工事)	1回につき	40,000円(課税)	各戸検針(事務手数料)	1件につき	6,000円(課税)	受水タンク・増圧装置(中間検査費)	1箇所につき	6,000円(非課税)	1 手数料は、次の各号の区別により、申込者から申込みの際これを徴収する。 <table><tr><td>設計審査手数料</td><td>1水栓番号1回につき</td><td>3,000円(非課税)</td></tr><tr><td>工事検査手数料</td><td>1水栓番号1回につき</td><td>6,000円(非課税)</td></tr><tr><td>立会料(分岐工事13～40mm)</td><td>1回につき</td><td>6,000円(課税)</td></tr><tr><td>立会料(分岐工事50mm以上)</td><td>1回につき</td><td>11,000円(課税)</td></tr><tr><td>停水料(配水管切取工事)</td><td>1回につき</td><td>40,000円(課税)</td></tr><tr><td>各戸検針(事務手数料)</td><td>1件につき</td><td>6,000円(課税)</td></tr><tr><td>受水タンク・増圧装置(中間検査費)</td><td>1箇所につき</td><td>6,000円(非課税)</td></tr></table>	設計審査手数料	1水栓番号1回につき	3,000円(非課税)	工事検査手数料	1水栓番号1回につき	6,000円(非課税)	立会料(分岐工事13～40mm)	1回につき	6,000円(課税)	立会料(分岐工事50mm以上)	1回につき	11,000円(課税)	停水料(配水管切取工事)	1回につき	40,000円(課税)	各戸検針(事務手数料)	1件につき	6,000円(課税)	受水タンク・増圧装置(中間検査費)	1箇所につき	6,000円(非課税)
設計審査手数料	1水栓番号1回につき	3,000円(非課税)																																												
工事検査手数料	1水栓番号1回につき	6,000円(非課税)																																												
立会料(分岐工事13～50mm)	1回につき	6,000円(課税)																																												
立会料(分岐工事75mm以上)	1回につき	11,000円(課税)																																												
立会料(仕切弁操作)	1回につき	6,000円(課税)																																												
停水料(配水管切取工事)	1回につき	40,000円(課税)																																												
各戸検針(事務手数料)	1件につき	6,000円(課税)																																												
受水タンク・増圧装置(中間検査費)	1箇所につき	6,000円(非課税)																																												
設計審査手数料	1水栓番号1回につき	3,000円(非課税)																																												
工事検査手数料	1水栓番号1回につき	6,000円(非課税)																																												
立会料(分岐工事13～40mm)	1回につき	6,000円(課税)																																												
立会料(分岐工事50mm以上)	1回につき	11,000円(課税)																																												
停水料(配水管切取工事)	1回につき	40,000円(課税)																																												
各戸検針(事務手数料)	1件につき	6,000円(課税)																																												
受水タンク・増圧装置(中間検査費)	1箇所につき	6,000円(非課税)																																												
2 (略)	2 (略)																																													
第11節 臨時用給水装置工事の取り扱い	第11節 臨時用給水装置工事の取り扱い																																													
1 工事その他の事由により一時的に水道を使用する者は、水道の使用申込みの際管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。【条例第29条第1項】	1 工事その他の事由により一時的に水道を使用する者は、水道の使用申込みの際管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。【条例第28条第1項】																																													
2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき精算する。【条例第29条第2項】	2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき精算する。【条例第29条第1項】																																													
3 (略)	3 (略)																																													
1～2 (略)	1～2 (略)																																													
3 臨時用の使用を やめた とき、料金精算を行うことになるので臨時用(工事用)の使用名義は支払者の了承を得るものとし、できれば指定工事業者が代行して申し込むこと。	3 臨時用の使用を 廃止した とき、料金精算を行うことになるので臨時用(工事用)の使用名義は支払者の了承を得るものとし、できれば指定工事業者が代行して申し込むこと。																																													
4～7 (略)	4～7 (略)																																													
第10章 指定給水装置工事事業者の役割	第10章 指定給水装置工事事業者の役割																																													
第1節 指定給水装置工事事業者制度	第1節 指定給水装置工事事業者制度																																													
1 (略)	1 (略)																																													
2 指定工事業者は、 国土交通省令 で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。【法第25条の8】	2 指定工事業者は、 厚生労働省令 で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。【法第25条の8】																																													
3～5 (略)	3～5 (略)																																													
1～4 (略)	1～4 (略)																																													
5(1)～(3) (略)	5(1)～(3) (略)																																													
(4) 次に掲げる行為を行わないこと。 <table><tr><td>① 政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。</td></tr><tr><td>② (略)</td></tr></table>	① 政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。	② (略)	(4) 次に掲げる行為を行わないこと。 <table><tr><td>① 政令第4条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。</td></tr><tr><td>② (略)</td></tr></table>	① 政令第4条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。	② (略)																																									
① 政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。																																														
② (略)																																														
① 政令第4条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。																																														
② (略)																																														
(5) (略)	(5) (略)																																													
第2節 給水装置工事主任技術者の役割	第2節 給水装置工事主任技術者の役割																																													
1 (1)～(3) (略)	1 (1)～(3) (略)																																													
(4) その他 国土交通省令 で定める職務。【法第25条の4第3項】	(4) その他 厚生労働省令 で定める職務。【法第25条の4第3項】																																													
2 給水装置工事主任技術者の職務。【規則第23条】 法第25条の4第3項第4号の 国土交通省令 で定める給水装置工事主任技術者の職務は、管理者の給水区域において施工する給水装置工事に関し、当該管理者と次の各号に掲げる連絡又は調整を行うこととする。	2 給水装置工事主任技術者の職務。【規則第23条】 法第25条の4第3項第4号の 厚生労働省令 で定める給水装置工事主任技術者の職務は、管理者の給水区域において施工する給水装置工事に関し、当該管理者と次の各号に掲げる連絡又は調整を行うこととする。																																													
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)																																													